

消 防 救 第 162 号  
令 和 8 年 5 月 21 日

各都道府県消防防災主管部(局長) 殿

消防庁救急企画室長  
( 公 印 省 略 )

世界保健機関 (WHO) による緊急事態宣言を受けたエボラ出血熱  
に係る対応について

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

世界保健機関 (WHO) は、2026 年 5 月 17 日 (日本時間)、コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC: Public Health Emergency of International Concern)」に該当する旨を宣言しました。

これを受け、厚生労働省からエボラ出血熱に係る対応等が示されました (「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について (令和 8 年 5 月 21 日付け感感発 0521 第 1 号) (別添 1))。

当該通知を踏まえた、エボラ出血熱の国内発生を想定した消防機関における具体的な対応は下記のとおりとします。

貴職におかれましては、管内市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

また、本通知の内容は、厚生労働省とも協議済みであるとともに、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

救急業務の実施に当たっては、保健所との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応することを基本とされたい。

- 1 従前どおり、全ての傷病者に対して標準予防策 (「救急隊の感染防止対策マニュアル Ver. 2.1」 (別添 2) 参照) を徹底すること。
- 2 救急要請時に 38℃ 以上の発熱症状又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状 (嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等) を訴えている者について

は、過去21日以内の渡航歴の有無及びエボラ出血熱に関する健康監視対象者用指示書（別添3）の有無の確認を行い、当該者が検疫法（昭和26年法律第201号）に基づくエボラ出血熱の健康監視対象者であること※が判明した場合は、自宅待機を要請するとともに、直ちに保健所に連絡し、対応を保健所へ引き継ぐこと。

- 3 救急要請時に健康監視対象者用指示書の有無を確認できなかった場合でも、現場到着時に38℃以上の発熱症状又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等）があり、かつ、健康監視対象者であること※を確認した場合には、その時点で本人に自宅待機を要請するとともに、直ちに保健所に連絡し、対応を保健所へ引き継ぐこと。

※ 21日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダに渡航又は滞在し、次のア～ウのいずれかに該当する者。

ア 21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物等）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）がある。

イ 21日以内にギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、南スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある。

ウ 21日以内にコンゴ民主共和国のイツリ州、北キブ州、キンシャサ又はウガンダのカンパラ市に渡航又は滞在していたことがある。

- 4 傷病者を搬送後、その傷病者がエボラ出血熱に感染していたと判明した場合には、「感染症の患者の移送の手引き」（別添4）を参考とし、また、保健所から助言を得て、対応に当たった救急隊員の健康管理や救急車の消毒等を徹底すること。

- 5 各消防本部において、上記1～4のような事案に対応した場合には、直ちに消防庁救急企画室（夜間・休日においては宿直室 XXXXXXXXXX）に報告されたい。

以上

**【お問合せ先】**

消防庁救急企画室 金子、森、森原

電話：03-5253-7529

E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp